

資源エネルギー庁 電力基盤整備課「ご質問への回答」（2026年7月30日受領）

公開用の複製（株式会社I-S3 作成）。元は Excel ファイル（シート「QA」）。列 B=番号、C=質問、D=回答。シート「IPA回答」は空）。行政側の担当者個人名・メールアドレス・電話番号は「…省略」に置き換えてあります。部署名・日付・本文はそのままです。出典: <https://www.i-s3.com/jc-star-answers/>

質問は株式会社I-S3 が 2026-07-16（Q1～Q18）・2026-07-26（Q19～Q28）に送付したもの。回答は原文どおり。

No.	質問（I-S3）	回答（電力基盤整備課）
1	貴庁がグリッドコード要件化の対象判断に用いる「IP通信機能」の正式な定義はありますでしょうか。 ある場合は、定義文書又は定義の要点をご教示ください。ない場合は、その旨のみでも結構です。	インターネットプロトコルを使用したデータの送受信機能を指します。
2	Ethernetポートを有するが、未結線である場合も、要件化の対象となりますでしょうか。 「対象」「対象外」又は「条件による」のいずれかでご回答ください。「条件による」場合は、その条件をご教示ください。	IP通信機能を有する場合は、使用有無にかかわらず要件化の対象となります。 ただし、個別条件（物理的分離など）によってJC-STAR★1の対象か否かについては、IPA様へご確認ください。
3	IP通信を設定上無効化した場合も、要件化の対象となりますでしょうか。「対象」「対象外」又は「条件による」のいずれかでご回答ください。	同上
4	出荷時又は施工時に、IP通信機能を恒久的に無効化した製品も、要件化の対象となりますでしょうか。 「対象」「対象外」又は「条件による」のいずれかでご回答ください。	同上
5	公開資料等で用いられる「IP通信を用いる」と、今回のご回答における「IP通信機能を有する」は、同義でしょうか。 「同義である」「同義ではない」「整理中である」のいずれかでご回答いただけますと幸いです。	指している公開資料全てを承知しているものではございませんが、資料上一部表現の揺らぎが存在するところ、原則同義です。
6	ご回答における「主要な構成製品」の定義はありますでしょうか。ある場合は定義をご教示ください。ない場合は、その旨のみでも結構です。 あわせて、次の機器が「主要な構成製品」又は要件化対象に含まれるか、分かる範囲で「含まれる／含まれない／場合による」でご教示ください。(a)汎用PC／産業用PC (b) PLC (c) Logger (d) Gateway (e) LTEルーター	個別のシステム構成を全て把握することが困難であることから一概にお答えすることが難しいですが、グリッドコードとしては、JC-STAR★1を取得可能なものについて、その取得を求めています。 個別の設備において、JC-STAR★1の対象か否かについては、IPA様へご確認ください。
7	対象範囲決定時の脅威モデル資料は存在しますでしょうか。「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。存在する場合は資料名等をご教示ください。	電力サブワーキンググループ資料をご参照ください。なお、JC-STARとしては、IPA様の★1適合基準・評価ガイドの説明などをご参照ください。
8	対象範囲決定時のリスク分析資料は存在しますでしょうか。「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。存在する場合は資料名等をご教示ください。	同上
9	IP通信とRS-485等の非IP通信を比較評価した資料は存在しますでしょうか。「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	グリッドコードにおけるJC-STAR★1取得要件化の観点ではございません。
10	IEC 62443、Zone & Conduit、Boundary Protectionを比較検討した資料は存在しますでしょうか。 「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	同上
11	2024年5月の太陽光発電設備向け遠隔監視機器への攻撃事例について、JC-STAR★1により防止又は軽減可能と評価した資料は存在しますでしょうか。 「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	電力サブワーキンググループ、グリッドコード検討会資料をご参照ください。

No.	質問 (I-S3)	回答 (電力基盤整備課)
12	PCS自体はIP通信を行わず、汎用PCがRS-485経由で接続し、当該PCがLTE等で外部通信する構成について、対象範囲決定時に検討されましたでしょうか。 「検討した／検討していない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	個別のシステム構成を全て把握することが困難であることから、業界団体様・個別事業者様との会話の中で検討しております。
13	制度設計時、JC-STAR★1取得を系統連系要件へ組み込むことにより期待されるセキュリティ向上効果について、評価資料は存在しますでしょうか。 「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	電力サブワーキンググループ、グリッドコード検討会資料をご参照ください。
14	その評価において、Boundary Protection、IEC 62443、Zone & Conduit等との比較評価を実施しましたでしょうか。「実施した／実施していない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	現状の系統連系技術要件においても、セキュリティ対策が求められているところ、IoT製品全般に対する統一的な最低限の基準として存在するJC-STAR★1制度を活用し、実効性を高めることとしています。グリッドコードにおけるJC-STAR★1取得要件化の観点では比較資料ございません。
15	市場参入制限、設備更新、既設設備、メーカーへの影響等を評価した資料は存在しますでしょうか。 「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	個別事業者さまとの会話の中で検討しております。 なお、既設の取り扱いについては、以下よくある質問をご参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/cybersecurity/
16	制度上任意であるJC-STARを、系統連系技術要件を通じて事実上取得が前提となる仕組みとして用いることについて、制度設計上の整理を記載した資料は存在しますでしょうか。 「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。存在する場合は資料名を、資料化されていない場合は整理の要点を公開可能な範囲でご教示ください。	電力の安定供給確保が重要であり、その観点においてサイバーセキュリティの確保が必要と考えております。その上で、現状の系統連系技術要件においても、セキュリティ対策が求められているところ、IoT製品全般に対する統一的な最低限の基準として存在するJC-STAR★1制度を活用し、実効性を高めることとしています。資料としては、電力サブワーキンググループ、グリッドコード検討会資料をご参照ください。
17	制度により生じ得る経済的不利益（市場参入への影響、既設設備の更新負担等）について、判断基準の公表、事前の予見可能性、再評価・異議申立て等の仕組みを定めた資料又は運用は存在しますでしょうか。 「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。存在する場合は資料名又は運用の要点をご教示ください。	業界団体様・個別事業者様との会話の中で都度協議しております。
18	JC-STAR★1以外の代替措置との比較評価資料は存在しますでしょうか。「存在する／存在しない／回答できない」のいずれかでご回答ください。	現状の系統連系技術要件においてもセキュリティ対策が求められているところ、まずは全てのIoT製品に求められる最低限度のセキュリティ基準であるJC-STAR★1を活用することで実効性を高めていくこととしており、代替措置の比較資料はございません。
19	貴庁の要件化対象の画定（ゲートウェイ等を介さずに接続している機器を対象とし、ゲートウェイ経由を対象外とする整理）は、ゲートウェイ等による境界防御のリスク低減効果を前提としたものでしょうか。 「前提としている／していない／その他」でご回答ください。その他の場合は、Gateway経由を対象外とする技術的根拠を一文でご教示ください。	ゲートウェイについては、通信機能を有する機器に含まれ、対象の製品に含みます。
20	要件化の検討時点で、★1が電力・グリッドコード向けに特化して作成されていない点（上記F2）を認識していましたでしょうか。 「認識していた／認識していなかった／回答できない」でご回答ください。認識していた場合、電力分野特有の脅威への対応をどの措置で補完する設計としたか、公開可能な範囲でご教示ください。	認識しております。その上で、繰り返しになりますが、現状の系統連系技術要件においても、セキュリティ対策が求められているところ、IoT製品全般に対する統一的な最低限の基準として存在するJC-STAR★1制度を活用し、実効性を高めることとしています。

No.	質問 (I-S3)	回答 (電力基盤整備課)
21	系統連系の審査実務において、ラベルの評価範囲および型番と設備の実構成の対応を、別添構成図を用いて確認する仕組みは、要件化案に含まれますでしょうか。「含まれる／含まれない／検討中」でご回答ください。	審査実務については、各案件ごとに属地の一般送配電事業者にて実施いたしますので、弊庁での回答は差し控させていただきます。
22	要件化対象に含まれる機器のうち、非IP通信機器等でJC-STARの原則対象外となり、IPAの例外申請の可否に依存する機器が存在する場合、当該機器の連系可否はどのように扱われますでしょうか。 「連系可（条件）／連系不可／未整理／その他」のいずれかでご回答のうえ、要点をご教示ください。	非IP通信機器（IP通信機能を有さない）の場合、ご認識のとおり対象外でございますので、例外申請を求めることはしておりません。事業者様のご判断の上での対応としております。
23	第20回グリッドコード検討会における「JC-STAR★1から取り組み、蓋然性を低くしたい」との説明に関し、★2以上への引き上げ、またはシステム・運用要件の追加を将来の段階として想定したロードマップは存在しますでしょうか。「存在する（形式・資料名）／存在しない／検討中」でご回答ください。	★2以上の適合基準の整備や導入に関しては、今後審議会等で議論を進めることとし、時期を明言した資料は存在いたしません。
24	2024年5月の遠隔監視機器へのサイバー攻撃事例について、当該攻撃の侵入経路・悪用された設定/脆弱性を特定した調査結果を、要件化の検討時に参照しましたでしょうか。「参照した（資料名）／参照していない／回答できない」でご回答ください。	電力サブワーキンググループの資料をご参照ください。
25	第21回グリッドコード検討会資料では、風力についてゲートウェイのファイアウォール（又は同等）に限定した早期適用とされています。太陽光・蓄電池について同方式（境界機器重点＋機能等価の代替）を採用せず、通信機能を有する制御システム全般のJC-STAR★1取得を必須とする整理とした理由をご教示ください。	太陽光・蓄電池に関連する業界団体様・個別事業者様と協議のうえ、要件化不可ではないことを確認し、決定しております。
26	上記F4を前提に、貴庁の系統連系要件が「JC-STAR★1取得製品の使用」により確認しようとしている対象は、次のいずれでしょうか。「(a) 製品の★1適合要件への適合」「(b) 設置構成・運用の安全性」「(c) その他（内容を教示）」「(d) 回答できない」	繰り返しにはなりますが、IoT製品全般に対する統一的な最低限の基準として存在するJC-STAR★1への適合を求め、電力の安定供給確保のため、サイバーセキュリティの確保の実効性を高めることとしています。
27	上記F5を前提に、系統連系の入口要件としての予見可能性・第三者による検証可能性を、貴庁はどのように担保する設計でしょうか。「担保する措置がある（要点）／担保しない／検討中／回答できない」でご回答ください。	非IP製品における例外取得と通常の取得での区別がないことに対し、第三者による検証可能性などは担保する予定はございません。
28	上記F6を前提に、貴庁がグリッドコード上で★1取得を必須化するにあたり、説明責任を果たすために依拠する公開文書はありますか。文書名のみで結構です。ない場合は「ない」とのご回答で結構です。	系統ワーキンググループ、電力サブワーキンググループ、グリッドコード検討会資料。次世代電力系統ワーキンググループでの議論を踏まえて、JC-STAR★1取得要件化を系統連系技術要件に求めることとしております。